

○市民部長（小野光明君） 御指名をいただきましたので、議案第四十二号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について御説明申し上げます。

まず、五一ページをお開きください。今補正は、予算額の増減はなく、歳出におきまして職員の人件費を予算総額のうちで補正するものでございます。

次に、五三ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

歳出のみの補正でございまして、総務費の総務管理費におきまして二百九十八万五千円の減額をし、予備費におきまして二百九十八万五千円を増額し、歳出補正額をゼロとしたものでございます。

一般会計同様、職員の人件費でございます。人事異動による関係で、職員の人件費におきまして減額となった次第でございます。

大変難解な御説明でございますけれども、よろしく慎重御審議いただき御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十二号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第五議案第四十三号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第四十三号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、昭和六十一年度分の精算によるものと、一般会計より繰り入れさせていただきましたものを戻し入れようとするものが主な内容でございます。

恐縮ですが、六七ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、総則におきましては歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四百七十六万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十億五千六百二十五万三千円と定めようとするものでございます。

次に、六九ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、歳入におきまして、支払基金交付金の二百十五万八千円の追加ですが、これは医療費交付金の精算分百九十九万八千円、審査支払手数料交付金精算分十六万円でございます。

国庫支出金の二百三十四万一千円の追加ですが、医療費負担金精算分でございます。

都支出金におきましては、医療費負担金精算により一千円の減でございます。

繰越金におきましては、二十六万六千円は前年度繰越金でございます。

以上、歳入の補正額は四百七十六万四千円で、総額十億五千六百二十五万三千円と相なる次第でございます。

次に、歳出であります。諸支出金の四百七十六万四千円の追加補正ですが、これは国都支出金及び支払基金精算返還金を相殺いたしました六千円ですが、これは、都負担金返還分が主なるものでございます。

また、他会計への繰出金でございますが、一般会計への繰出金として四百七十五万八千円を計上させていただきます、歳出の補正額四百七十六万四千円とし、総額を十億五千六百二十五万三千円と相なる次第でございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定くださりますようお願い申し上げます。まして、説明を終わります。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

御異議なしと認めます。よって議案第四十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君）

日程第六議案第四十四号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君）

御指名をいただきましたので、議案第四十四号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、職員人件費のみの補正でございます。四月の職員の人事異動及び昭和六十一年度の給与改定に伴う調整等の補正内容でございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、八三ページを開きをいただきたいと思います。総則でございますが、第一条において、歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。

次に、八五ページを開きをいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

総務費で四百二十四万八千円の減額補正で、内容としては、四月の人事異動によりまして職員一名が減になったこと及び給与改定によるものでございまして、職員十七名分の職員給料で二百七十五万九千円、職員手当等で百二十九万七千円、共済組合負担金で十九万二千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、事業費で二万三千円の追加補正であります。内容としては、職員二名分の職員給料で四千円、職員手当等で一千円、共済組合負担金で一万八千円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次の予備費でございますが、四百二十二万五千円の増額で財源調整をするものでございます。

したがいまして歳出合計は、補正前と同額の二十億三千七百五十八万二千円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださりますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）

御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君）

この際、日程第七から日程第十までの四案を一括して上程いたします。

日程第七議案第四十五号福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてから日程第十議案第四十八号福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてまでの四案を一括して議題といたします。

本四案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君）

御指名でございますので、議案第四十五号から議案第四十八号までの福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についての四案を一括して御説明を申し上げます。

この四案は、多年にわたり福生町議会議員及び福生市議会議員として市政に貢献され、本年四月三十日をもって任期満了になられた方々の、その功績に対して表彰をいたそうとするものでございます。

まず、議案第四十五号は、昭和四十二年五月一日から昭和六十二年四月三十日まで、議員歴五期二十年の福生市大字熊川八八八番地、関 米吉氏。

議案第四十六号は、昭和四十六年五月一日から昭和六十二年四月二日まで、議員歴四期十六年の福生市大字福生二二二番地、田村市郎氏。

議案第四十七号は、昭和五十年五月一日から昭和六十二年四月三十日まで、議員歴三期十二年の福生市本町一〇五番地、森田治男氏。

この三人は、福生市表彰条例第三条該当者として自治功勞表彰をいたそうとするものであり、議案第四十八号は、昭和三十四年五月一日から昭和三十八年四月三十日まで、さらに昭和五十四年五月一日から昭和六十二年四月三十日まで、議員歴通算で三期十二年の福生市大字熊川三四三番地、高水惣八氏を、福生市表彰条例附則第三項該当者として、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので、自治功勞表彰をいたすべく御提案を申し上げた次第でございます。慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本四案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十五号から議案第四十八号までの四案について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本四案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号から議案第四十八号までの四案は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） この際、日程第十一から日程第十四までの四案を一括して上程いたします。

日程第十一 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから日程第十四 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について提案理由の説明を求めます。  
基づく一般表彰について、までの四案を一括して議題といたします。  
本四案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）  
○助役（古谷徳男君） 御指名でございますので、議案第四十九号から議案第五十二号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰についての四議案を一括して御説明を申し上げます。

この四案は、福生市議會議員として市行政に貢献され、本年四月三十日をもって任期満了になられた方々の、その功績に対して表彰をいたそうとするものでございます。

議案第四十九号は、昭和五十四年五月一日から昭和六十二年四月三十日まで二期八年の福生市本町一二三番地、加藤隆之助氏を。

議案第五十号は、昭和五十八年五月一日から昭和六十二年四月三十日まで一期四年の福生市大字熊川四八番地、石川泰一氏を。

議案第五十一号は、昭和五十八年五月一日から昭和六十二年四月三十日まで一期四年の福生市大字熊川九九四番地、石川保氏を。

議案第五十二号は、昭和五十八年五月一日から昭和六十二年四月三十日までの一期四年の福生市志茂一六五番地、木村徳藏氏を。

それぞれ福生市表彰条例第四条による一般表彰該当者として、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので御提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本四案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十九号から議案第五十二号までの四案について採決いたします。  
お諮りいたします。

本四案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十九号から議案第五十二号までの四案は、原案のとおり同意されました。

○議長(村尾栄次君) この際、日程第十五から日程第二十四までの十案を一括して上程いたします。

日程第十五議案第五十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから日程第二十四議案第六十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの十案を一括して議題といたします。  
本十案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので、議案第五十三号から議案第六十二号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰についての十議案について一括して御説明を申し上げます。

この十案は、福生市消防団員として昭和四十七年四月一日入団以来、今日まで十五年にわたり消防行政に貢献され、現在もお団の幹部として御精勵なされている方々のその功績に対して表彰をいたそうとするものでございまして、

議案第五十三号は、福生市大字熊川二六七番地五、石川勲治氏を。

議案第五十四号は、福生市大字福生一〇四七番地、井上啓氏を。

議案第五十五号は、福生市大字福生八五八番地、岩田博文氏を。

議案第五十六号は、福生市大字熊川一〇〇四番地、小林陽一氏を。

議案第五十七号は、福生市本町一三三番地六、ハynes福生四〇六号室、中野弘一氏を。

議案第五十八号は、福生市大字福生二二一〇番地、平原正春氏を。

議案第五十九号は、福生市本町四五番地、古屋雅男氏を。

議案第六十号は、福生市大字福生六〇七番地、細谷利久氏を。

議案第六十一号は、福生市大字福生八六七番地、山上廣光氏を。

議案第六十二号は、福生市大字福生二一六九番地一八、柳川英司氏を。

それぞれ表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該当者として、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので、ここに御提案を申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長(村尾栄次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本十案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第五十三号から議案第六十二号までの十案について採決いたします。

お諮りいたします。

本十案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議なしと認めます。よって議案第五十三号から議案第六十二号までの十案は、原案のとおり同意されました。

○議長(村尾栄次君)

○議長(村尾栄次君)

日程第二十五議案第六十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので、議案第六十三号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生市大字熊川一八二番地、天野悦年氏が、お手元の職歴のとおり消防団員として二十四年、町会長として四年にわたり市行政に貢献されましたので、その功績に対して表彰をいたそうとするものでございまして、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので、御提案を申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十三号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第二十六議案第六十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

この際、地方自治法第一百七十七条の規定により、浜中輝夫君の退席を求めます。

（四番 浜中輝夫君退席）

○議長（村尾栄次君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名でございますので、議案第六十四号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生市大字熊川一〇二四番地、濱中輝夫氏が、お手元にございます職歴のとおり消防団員として十七年二ヵ月

余、町会長として四年にわたり市行政に貢献されましたので、その功績に対して表彰をいたそうとするものでございまして、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので、御提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、原案のとおり同意されました。

（四番 浜中輝夫君入場）

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第二十七議案第六十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名でございますので、議案第六十五号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生市大字熊川七五五番地、森田 泉氏が、お手元の職歴のとおり消防団員として二十二年二ヵ月余、町会長として四年にわたり市行政に貢献されましたので、その功績に対して表彰をしようとするものでございまして、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので、御提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げまして、説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十五号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） この際、日程第二十八から日程第三十二までの五案を一括して上程いたします。

日程第二十八議案第六十六号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから日程第三十二議案第七十号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの五案を一括して議題といたします。

本五案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名でございますので、議案第六十六号から議案第七十号までの福生市表彰条例に基づく一般表彰についての五議案について一括して御説明を申し上げます。

この五案は、多年にわたり社会福祉協力委員として市政に貢献されましたので、その功績に対して表彰をいたそうとするものでございます。

議案第六十六号は、委員歴二十一年の福生市牛浜一二五番地、井上ソフ氏を。

議案第六十七号は、委員歴十七年六ヵ月の福生市大字福生四三七番地、森田 勇氏を。

議案第六十八号は、委員歴二十五年二ヵ月の福生市大字熊川六〇七番地、森田正作氏を。

議案第六十九号は、委員歴十八年の福生市加美平一丁目七番地五、山下朋治氏を。

議案第七十号は、委員歴十五年六ヵ月の福生市志茂二〇四番地、山中正雄氏を。

それぞれ表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該当者として、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので、御提案を申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げまして、説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本五案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十六号から議案第七十号までの五案について採決いたします。

お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十六号から議案第七十号までの五案は、原案のとおり同意

されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十三議案第七十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名でございますので、議案第七十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生市大字福生四五番地、森田崇旦氏が社会教育行政を深く認識し、文化財資料として書籍六百二点、見積価格をいたしまして三百四十八万二千八百円を寄附されましたので、その行為に対して表彰をいたそうとするもので、表

彰条例第四条第三号による一般表彰該当者として、表彰審査委員会に諮りその答申をいただきましたので、御提案を申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げまして、説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十一号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、原案のとおり同意されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十四議案第七十二号市道路線の認定についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十二号市道路線の認定について御説明を申し上げます。  
まず、市道第三一〇号線から内容等につきまして御説明いたします。

この路線は、仮称熊川地域体育館の北側に位置をしております。市道第一三八号線と同体育館とを結ぶ幅員四メートル、延長四十四メートルで、雨水排水設備とアスファルト舗装をされた道路であります。起点を、熊川三八〇―一番地先に、終点を、同所三八〇―七番地先と定めたものであります。

次に、市道第一二五九号線について御説明をいたします。この路線は、橋上化された福生駅の自由橋でございます。幅員が三・七四メートルから四・七四メートル、延長が九十四メートル、頂上平坦部までの高さが五・四メートルであり

まして、起点を、同駅西口の福生七七三―二番地先に、終点を、東町四―九番地先と定めたものであります。

このたび、JR東日本旅客鉄道株式会社の管理部分と市管理部分が明確化され、維持管理をしていく上にも認定が必要でありますので、指導的立場にあります東京都の路線課に相談いたしましたところ、道路として認定することが必要である旨、回答をいただきました。

したがいまして三一〇号線同様、道路法第八条の規定に基づきまして認定しようとするものでございます。

大変難解な説明でありましたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○五番（須釜亮次君） 原則的には、特に自由橋の認定に不服ではございませんが、現在、この反対側にキヨスク系のJR系の喫茶店、本屋、いろいろ出ておりますが、朝の自由橋の上は通学路になっておりますので、この通学に不便のないように、特に商店側、キヨスク系の看板等が、毎朝私ども選挙のときにあそこ立っております注意したんですが、我々が注意し終わると、またやっているような状態で、子供の通学に非常に危ないということで、厳重に注意の上、市道としての原案どおり認定したいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午後四時四十八分 休憩

午後四時四十九分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○五番（須釜亮次君） 私の発言中に、初めてなものでちょっと混線しましたが、認定するということについては賛成いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午後四時五十分 休憩

午後四時五十一分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○五番（須釜亮次君） 私の発言につきまして非常に御迷惑をおかけしました。

本件につきましては、これは慎重審議いたします委員会において、以上の私の意図あるところをくんでいただきまして、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十二号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十五陳情第六十二号生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書を議題

といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二号六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十六陳情第六十二号総合福祉センター建設促進に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二号七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十七陳情第六十二号消費生活協同組合の規制強化に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二号八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十八請願第六十二号「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定

に反対する請願書を議題といたします。

紹介議員大森 進君から本趣旨の説明を求めます。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） 御指名でございますので、請願第六十二号「防衛秘密を外国に通報する行為等の防止に関する法律」の制定に反対する請願書の御説明を行っていきたいというふうに思います。

請願の趣旨につきましては、国家（防衛）秘密法は、報道の自由と義務、国民の知る権利を抑圧し、平和と民主主義の存立を危うくするものであり、国会に再上程することに反対するよう請願いたしますというふうになっております。

理由といたしましては、政府自由民主党は、一昨年報道関係、国民世論の強い反対に遭い、一度廃案に追い込まれた国家秘密法を一部修正したと称し、再度、国会に提出しようとしております。

しかし、これはさきに廃案となった法案に加え、修正の目玉のごとく宣伝されている第十三条をよく検討すれば、より危険なものとなっております、スパイ防止に名をかりて、報道の自由と義務を規制し、国民の知る権利を奪うものであり、日本国憲法の三大基本原理である平和主義、国民主権、基本的人権の保障に著しく違反し、国民の平和的生存権を剝奪する戦後の数ある悪法の中でも最たるものの一つであるばかりではなく、日本国憲法体制の根本的否定であり、したがって断じて容認はできません。民主政治のもとでは、開かれた政府でなければなりません。しかし、政府の秘密主義は国益の名

のもとに、外交文書や歴史的な重要資料等を公開しようとしてもしておりません。情報公開制度もなく、また、その姿勢を改めるどころか、現在もふえ続けております。

機密——国民に知られては困る情報は膨大な量に上がっております。防衛庁だけでも約百四十万件に上っております。欧米にはさまざまなに必要な情報を国に請求できる情報公開制度がありますし、米国では十年後に機密扱いの外交文書等は公開が義務づけられております。

ところが、自民党はそういった大事な点は無視をし、先進国にはスパイ防止法があるといったことを前面に国家秘密法を制定しようとしております。その内容といえば、戦争放棄、軍備不保持をうたった憲法を持つ我が国と、そうでない国を同列に置いて論じていたり、また、諸外国の例では、知る権利との兼ね合いで、あくまでも極めて制限された例外規定でしかない機密保持の内容には触れておりません。英米では、実際に出版の自由は、自由な国家の性質上本質的なものであるといった強い表現活動の自由が定着し、前提にあります。また報道の自由、国民の知る権利と国家機密は対立し、国民の知る権利が定着しつつあるのが時代の趨勢であります。この法律のように、機密に近づくことはもとより、編集者や報道機関が会議に参加することさえ予備陰謀の罪に当たり、出版、報道すれば死刑または無期懲役という、国民の知る権利は存在しようとする事ができません。

このような処罰規定を設けなければならないこと自体、この法案が我が国を秘密国家として基本的人権を侵害する極めて危険なものであるということを物語っております。

また、とりわけこの福生市においては、この法律が制定されますと横田基地を抱える当市の市民一人ひとりの対話の中で、E-2CあるいはF-16が来た等々の会話さえも許されないものとなっております。市民の基本的人権が侵されるこの法律が国会に上程されることがないように、総務委員会関係者を初め議員の皆様方の御理解をいただきたく、福生市議会としてこの請願が採択されますようお願いいたします。説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

請願第六十二—二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三十九請願第六十二—三号すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願書を議題といたします。

紹介議員大森 進君から本趣旨の説明を求めます。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） 御指名をいただきましたので、請願第六十二—三号すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める請願書の説明を行っていききたいというふうに思います。

請願事項につきましては、一つ、いかなる名称、型であれ大型間接税の導入はしないこと。一つ、不公平税制の是正により、大幅所得税減税をすること、というふうになっております。

趣旨説明をいたしますと、政府が今国会に提出した売上税法案は、一斉地方選挙での国民の強い反対の意思表示により、廃案となっております。このことは売上税（大型間接税）に反対する国民の総意を反映したものであります。

しかしながら、国会における衆議院議長の調停においても「税制改革は最重要課題であり、税制改革に関する協議機関をつくり、直間比率の見直しなど早急に実現する」としており、新たな型での大型間接税導入の可能性も残されております。今行っていくべきことは、応能負担の原則に反する一切の不公平な税制の是正、特に大企業、大資本家を優遇する特権的な減免税を改めることであります。

不公平な税制を正す会、これは多くの労働者団体、商工業者団体、市民団体が集まり組織しているわけですが、この団体で公平な税制確立のための財源試算が打ち出されております。その内容としては、一、不公平な租税特別措置を是正していきまると、国税、いわゆる不公平な租税特別措置三十五項目を是正すれば七兆八千九百四十二億円の財源が得られる。地方税では、国税の特権的な特別措置が廃止されればおのずと増収となり、また地方税法を初めとした不公平な特別措置を廃止することで五兆一千六百八十六億円となっております。合わせて十三兆六千二百二十八億円の財産が確保されるという試算も示されております。この不公平税制の是正をすることにより、大型間接税の導入をしなくても、国民の望

む所得税減税は可能であるというふうに思います。

以上のような趣旨から、ぜひ議員の皆様方のこの請願に対する御理解をいただき、慎重審議をいただきまして、福生市議会として国に対し意見書を提出していただけるようお願いいたしまして、説明にかえたいと思います。ありがとうございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

請願第六十二―三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四十陳情第六十二―九号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二―九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四十一陳情第六十二―十号すべての大型間接税導入に反対し大幅減税を求める陳情書を議題といたします。

といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二―十号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四十二陳情第六十二―十一号福生市に非核都市宣言を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二―十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四十三陳情第六十二―十二号長期宮農継続農地制度の堅持並びに都市農業の確立施策の実施

に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二―十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十三日から二十二日までの十日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって明十三日から二十二日までの十日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、六月二十三日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時五分 散会